

公益財団法人アジア成長研究所における研究倫理・公的研究費不正防止に関する責任体系

【最高管理責任者】 理事長

責任と権限

研究所全体を統括し、研究倫理及び補助金等の運営・管理について最終責任を負う。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、以下の統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者が責任を持って、補助金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

【統括管理責任者】 所長

責任と権限

最高管理責任者を補佐し、研究倫理及び補助金等の運営・管理について、研究所を統括する実質的な責任と権限を持つ。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告するものとする。

【コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）】 研究部長

責任と権限

研究所における研究倫理及び補助金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）は、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行うものとする。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育等を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。